

旭川医科大学記念品取扱要項

(令和 8 年 10 月 14 日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、旭川医科大学(以下「本学」という。)が贈呈する記念品について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「記念品」とは、本学の経費により作製又は購入し、学内外の個人又は団体に対して贈呈する物品をいう。

(贈呈の範囲)

第3条 記念品は、次の各号のいずれかに該当する場合に贈呈することができるものとする。

- (1) 国内外の交流事業で、本学への来客に対して贈呈する場合又は国内外の大学等へ赴き贈呈する場合
 - (2) 本学が開催する記念式典において、出席者に対して贈呈する場合
 - (3) 本学が主催、共催又は後援する地域連携事業及びこれらに準ずる行事において、本学のブランドイメージの向上及び地域社会との交流促進を目的として贈呈する場合
 - (4) 旭川医科大学基金への寄附者の顕彰に関する細則(平成 28 年 9 月 7 日学長裁定)第 4 条により贈呈する場合
 - (5) 広報宣伝を目的として本学のノベルティグッズを贈呈する場合
 - (6) 表彰規程等に基づいて、功労や功績があった本学の職員又は学生に贈呈する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する記念品は、作製又は贈呈をしてはならない。
- (1) 本学の名誉を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
 - (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されると認められるもの
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - (4) その他記念品としての作製又は贈呈が適当でないと認められるもの

(価格の基準)

第4条 記念品の作製又は購入に係る価格の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる場合 1 点当たり 3,000 円(消費税を含まない。)以内とする。
 - (2) 前条第 1 項第 5 号に掲げる場合 1 点当たり 500 円(消費税を含まない。)以内とする。
 - (3) 前条第 1 項第 6 号に掲げる場合 社会通念上妥当と認められる価格の範囲内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一度に複数の記念品を組み合わせる場合の総額については、社会通念上妥当と認められる価格の範囲内とする。

(適用の除外)

第5条 儀礼上又は慣行上特段の配慮が必要であり、第 3 条第 1 項又は前条の定めるところに

より難しい場合には、大学運営会議での意見を踏まえ、学長が決定するものとする。

（記念品の管理等）

第6条 作製又は購入した記念品は、その用途を所掌する部署が適正に管理するものとする。

2 本学の学章及びブランドマークを記念品に使用する場合は、旭川医科大学学章及びブランドマーク取扱要項（平成24年9月4日学長裁定）の定めに基づくものとする。

附 則

この要項は、令和8年10月14日から施行する。

【制定理由】

記念品の取扱いに必要な事項を定め、記念品の贈呈及び管理等の円滑な運用を図るため、要項を制定するもの。